



## 事業シート（概要説明書）

予算事業名		消防水利整備事業				事業開始年度		平成18年度	
コスト	事業費	23年度（予算）		22年度（決算）		21年度（決算）		20年度（決算）	
		委託料	400 千円		378 千円		283 千円		千円
	工事請負費	13,400 千円		13,394 千円		13,505 千円		504 千円	
		千円		千円		千円		千円	
		千円		千円		千円		千円	
		千円		千円		千円		千円	
	事業費合計	13,800 千円		13,772 千円		13,788 千円		504 千円	
人件費	担当正職員	0.6 人	4,828 千円	1.1 人	8,896 千円	0.7 人	5,569 千円	0.7 人	5,479 千円
	臨時職員等	人	千円	人	千円	人	千円	人	千円
	人件費合計	0.6 人	4,828 千円	1.1 人	8,896 千円	0.7 人	5,569 千円	0.7 人	5,479 千円
	総事業費	18,628 千円		22,668 千円		19,357 千円		5,983 千円	
財源 内訳	国県支出金	千円		千円		千円		千円	
		国県支出金の内容							
	地方債	千円		6,200 千円		7,800 千円		千円	
	その他特財	千円		千円		千円		千円	
		その他特財の内容							
	一般財源	18,628 千円		16,468 千円		11,558 千円		5,983 千円	
	財源合計	18,628 千円		22,668 千円		19,358 千円		5,983 千円	
事業 実績	活動実績	【活動指標名】			単位	H22年度	H21年度	H20年度	
		消火栓設置数			基	5	2	0	
		防火水槽設置数			基	2	2	0	
	防火水槽解体数			基	4	2	1		
	効率指標 (事業費/活動指標)	消火栓設置事業費 / 消火栓設置数			千円	868	1,087	0	
		防火水槽設置事業費 / 防火水槽設置数				4,142	5,428	0	
防火水槽解体事業費 / 防火水槽解体数			286	378		504			
事業 成果	成果実績 (事業目標達成状況)	【成果指標名】			単位	H22年度	H21年度	H20年度	
		消防水利の有効稼働率			%	100	100	100	
	成果指標設定理由等	消防水利の年間使用可能率							
事業の自己評価 (今後の事業の方向性、課題等)		消火栓や防火水槽などの消防水利の整備については、消防法に規定されており、また、震災による大規模災害発生時や、火災発生時における被害を軽減するためには必要不可欠であり、今後とも計画的に整備する。							
比較参考値 (他自治体での類似事業の例など)									
特記事項 (事業の沿革等)									

## ○消防法(抜粋)

**第 20 条** 消防に必要な水利の基準は、消防庁がこれを勧告する。

2 消防に必要な水利施設は、当該市町村がこれを設置し、維持し及び管理するものとする。但し、水道については、当該水道の管理者が、これを設置し、維持し及び管理するものとする。

## ○消防水利の基準

消防法(昭和二十三年法律第百八十六号)第二十条第一項の規定に基づき、消防水利の基準を次のように定める。

消防水利の基準

**第一条** この基準は、市町村の消防に必要な最少限度の水利について定めるものとする。

**第二条** この基準において、消防水利とは、消防法(昭和二十三年法律第百八十六号)第二十条第二項に規定する消防に必要な水利施設及び同法第二十一条第一項の規定により消防水利として指定されたものをいう。

2 前項の消防水利を例示すれば、次のとおりである。

- 一 消火栓〔せん〕
- 二 私設消火栓〔せん〕
- 三 防火水そう
- 四 プール
- 五 河川、溝等
- 六 濠、池等
- 七 海、湖
- 八 井戸
- 九 下水道

**第三条** 消防水利は、常時貯水量が四十立方メートル以上又は取水可能水量が毎分一立方メートル以上で、かつ、連続四十分以上の給水能力を有するものでなければならない。

2 消火栓〔せん〕は、呼称六十五の口径を有するもので、直径百五十ミリメートル以上の管に取り付けられていなければならない。ただし、管網の一辺が百八十

メートル以下となるように配管されている場合は、七十五ミリメートル以上とすることができる。

- 3 私設消火栓〔せん〕の水源は、五個の私設消火栓〔せん〕を同時に開弁したとき、第一項に規定する給水能力を有するものでなければならない。

**第四条** 消防水利は、市街地（消防力の整備指針（平成十二年消防庁告示第一号）第二条第一号に規定する市街地をいう。以下本条において同じ。）又は準市街地（消防力の整備指針第二条第二号に規定する準市街地をいう。以下本条において同じ。）の防火対象物から一の消防水利に至る距離が、[別表](#)に掲げる数値以下となるように設けなければならない。

- 2 市街地又は準市街地以外の地域で、これに準ずる地域の消防水利は、当該地域内の防火対象物から一の消防水利に至る距離が、百四十メートル以下となるように設けなければならない。

- 3 前二項に定める配置は、消火栓〔せん〕のみに偏することのないように考慮しなければならない。

一・二項...一部改正〔平成一二年一月消告二号〕、二項...一部改正〔平成一七年六月消告一〇号〕

**第五条** 消防水利が、指定水量（第三条第一項に定める数量をいう。）の十倍以上の能力があり、かつ、取水のため同時に五台以上の消防ポンプ自動車部署できるときは、当該水利の取水点から百四十メートル以内の部分には、その他の水利を設けないことができる。

**第六条** 消防水利は、次の各号に適合するものでなければならない。

- 一 地盤面からの落差が四・五メートル以下であること。
- 二 取水部分の水深が〇・五メートル以上であること。
- 三 消防ポンプ自動車が容易に部署できること。
- 四 吸管投入孔のある場合は、その一辺が〇・六メートル以上又は直径が〇・六メートル以上であること。

**第七条** 消防水利は、常時使用しうるように管理されていなければならない。

**附 則** 〔平成一二年一月二〇日消防庁告示第二号〕

この告示は、公布の日から施行する。

**附 則** 〔平成十七年六月十三日消防庁告示第十号〕

この告示は、公布の日から施行する。

別表(第四条関係)

用途地域 平均風速	年間平均風速が四メートル毎秒未満のもの	年間平均風速が四メートル毎秒以上のもの
近隣商業地域 商業地域 工業地域 工業専用地域 (メートル)	一〇〇	八〇
その他の用途 地域及び用途地域の定められていない地域 (メートル)	一二〇	一〇〇

備考

用途地域区分は、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第八条第一項第一号に規定するところによる。

## 消防水利の現況

種 別		かすみがうら市	
消 火 栓	公 設	1,024	
	私 設	7	
	小 計	1,031	
防 火 水 槽	公 設	100 m <sup>3</sup> 以上	3
		40～100 m <sup>3</sup> 未満	387
		20～40 m <sup>3</sup> 未満	60
		井戸 20～40 m <sup>3</sup> 未満	
	私 設	100 m <sup>3</sup> 以上	10
		40～100 m <sup>3</sup> 未満	106
		20～40 m <sup>3</sup> 未満	20
		井戸 20～40 m <sup>3</sup> 未満	
	耐震性飲料水用 60～100 m <sup>3</sup>		3
	計		589
そ の 他	河 川・ 溝 等	14	
	プ ー ル	18	
	濠 ・ 池 等	15	
	計	47	
合 計		1,667	